

検査証番号	種類・型式	吊上げ荷重	移動式クレーン	検査年月日	事業者	安全管理者	取扱責任者	検査者							
2/3 局 第 021 号	URW295C 4RA	2.93 t	定期自主検査 年次	2024 年 7 月 25 日											
区分	項目	検査項目	良否	区分	項目	検査項目	良否								
安全装置	巻過防止装置	作動距離・作動状態	✓	フロントアタッチメント	主ジブ	支柱・補助桁の亀裂・損傷・腐食	✓								
	巻過防止警報装置	作動距離 警報器音量・損傷	✓		補助ジブ	溶接部の亀裂・腐食	✓								
	荷重計	作動状態	✓		ジブ支持機構	マスト・スレームの亀裂・変形・損傷	✓								
	ジブ角度計	作動状態	✓			ブライドルの亀裂・変形	✓								
	過負荷防止装置	作動状態 警報の作動	✓			ジブの倒れ止の亀裂・変形・摩耗	✓								
	ワイヤの腐食・キンク素線切れ	✓													
	アウトリガ 自動水平装置	作動状態・損傷	✓		ボックス構造	主ジブ	シブラップ部の凹み・変形・損傷	✓							
	起伏制限装置	作動状態	✓		補助ジブ	溶接部の亀裂・側面板の歪	✓								
上部旋回体	動力伝達装置	クラッチ	作動状態・損傷・滑り・異音	✓	ワイヤロープ等	起伏シリンダー	取付ブラケット 溶接部の亀裂・油漏れ	✓							
		ブレーキ	バンド・シュー・ライニングの 亀裂・変形・摩耗 ブレーキドラムの亀裂	✓		シーブ	亀裂・損傷・摩耗	✓							
		油圧装置	各油圧機器・配管の油漏れ	✓		フックブロック	外止め装置 亀裂・変形・摩耗	✓							
		巻上ドラム ドラムロック	ドラムの亀裂・溝の摩耗 ドラムロックの亀裂 爪の変形・摩耗	✓		その他の吊り具	クラブバケットの開閉 取付部の亀裂・損傷	—							
		操縦装置	レバー・ペダル・ハンドル遊び レバーの作動方向別の表示	✓		ワイヤロープ	ワイヤロープの構成・径の確認 摩耗・素線切れ・キンク・変形 腐食・伸び・摩耗	✓							
	旋回フレーム	旋回フレーム	旋回フレームの亀裂・変形 取付状態	✓	エンジン	作動状態	✓								
		運転室	キャブ本体・警音器 計器類・灯火・配線	—	運転試験	異音・振動・排気	✓								
		旋回支持体	ローラーパス・旋回	—	油圧装置	作動状態	✓								
			ボールレースの取付	✓	配線	配線被覆の損傷 接続部の緩み	✓								
			ボルトの脱落・緩み	✓	配電盤等	スイッチの破損・焼損 ヒューズの破損・緩み	✓								
下部旋回体	クローラークレーン	クローラフレーム	亀裂・変形	✓	電気装置	操作スイッチ等	異常	✓							
		クローラ部	走行チェーンの亀裂・損傷・変形 クローラベルトのシュー・ピン の亀裂・損傷・変形	✓		定格荷重の表示									
		拡張装置	スパンナー・ビーム・ロックの 亀裂・損傷・摩耗	✓		その他	スキャナー NO 097282 2C-013								
	ホイールクレーン	車体関係	フレーム・クロスメンバーの 亀裂・損傷	—		特記事項	SER NO 29C1711								
		制動装置	ブレーキドラム・シューの 亀裂・摩耗	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">荷重試験</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>試験荷重</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>ジブの長さ</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>作業半径</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>ジブの角度</td> <td>度</td> </tr> </tbody> </table>	荷重試験		試験荷重	t	ジブの長さ	m	作業半径	m	ジブの角度	度
		荷重試験													
		試験荷重	t												
	ジブの長さ	m													
作業半径	m														
ジブの角度	度														
走行装置	各装置の亀裂・損傷・変形	—													
緩衝装置	取付部・連結部の緩み・損傷	—													
アウトリガ	ビームボックス フロートピン	亀裂・損傷・変形・ガタ	✓	※良否欄は良は✓点、否は×とし、×については番号を付けて 特記事項欄に詳細記入のこと。											
	油圧シリンダー	油漏れ	✓												

※第79条 事業者は自主検査の結果を記録し、これを3年間保存しなければならない。